

【訴訟の概要、経過など】

年月日	経過などの内容
平成 23 年 8 月	平成 24 年 4 月 1 日から墓地経営許可の申請などに関する許可権限を、都道府県知事から市町村長に移譲するための法律が成立。
平成 23 年 8 月 23 日 ～ 26 日	「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、宗教法人が墓地設置に関する標識を設置。東京都知事（西多摩保健所長へ委任）に対して、標識設置届を提出。
平成 23 年 8 月 30 日	西多摩保健所長からの「墓地計画のお知らせ及びこれに係る意見（照会）」を、羽村市が受理。
平成 24 年 1 月 30 日	宗教法人が西多摩保健所長に対し、墓地経営許可申請書を提出。ただちに工事が始まる。
平成 24 年 3 月 15 日	宗教法人から西多摩保健所長へ、墓地の工事完了届を提出。
平成 24 年 3 月 26 日	西多摩保健所長から宗教法人に、先の工事完了届に対して、工事が完了したとは認められない旨の検査結果を通知。
平成 24 年 4 月 1 日	法令の改正により、墓地経営などの許可権限が東京都知事から羽村市長に移譲。平成 24 年 1 月 30 日に宗教法人から西多摩保健所長へ提出された墓地経営許可申請書の審査を羽村市長が引き継ぐ。
平成 24 年 9 月 27 日	平成 24 年 1 月 30 日に宗教法人から提出された墓地経営許可申請書に対し、羽村市が不許可処分を決定し、宗教法人へ通知。
平成 25 年 2 月 5 日	<p>【宗教法人が羽村市を被告に提訴】</p> <p>宗教法人は、法改正により、許可権者となった羽村市が行った許可しない旨の処分は違法であるとして、その取消しを求めるとともに、許可する旨の処分をしないことは裁量権の範囲を逸脱、またはその濫用となるとしてその義務付けを求め（以下「主位的請求」という）提訴した。</p> <p>あわせて宗教法人は、羽村市の行為により、許可権限移譲前の西多摩保健所から許可処分を受けられなかったことにより損害が生じたとして、損害金 1 億円および遅延損害金の支払いを求めるとともに、羽村市が独自の審査基準を公表しなかったために、損害が生じたとして、同額の損害金および遅延損害金の支払いを求めた（以下「予備的請求」という）。</p>
平成 28 年 11 月 16 日	<p>【第 1 審判決 東京地方裁判所】</p> <p>(1) 主位的請求のうちの墓地経営許可申請に対する許可処分の義務付けを求める部分を却下する。</p> <p>(2) 宗教法人のその余の主位的請求を棄却する。</p> <p>(3) 羽村市は、宗教法人に対し、7,898 万円およびこれに対する平成 24 年 4 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。</p> <p>(4) 宗教法人のその余の予備的請求をいずれも棄却する。</p> <p>(5) 訴訟費用はこれを 5 分し、その 3 を宗教法人の負担とし、その余は羽村市の負担とする。</p> <p>(6) この判決は、第 3 項に限り、仮に執行することができる。</p>
平成 28 年 11 月 24 日 ～ 28 日	宗教法人、羽村市ともに第 1 審の判決を不服として、東京高等裁判所へ控訴。
平成 29 年 8 月 9 日	<p>【第 2 審判決 東京高等裁判所】</p> <p>(1) 羽村市の控訴に基づき、原判決中羽村市敗訴部分を取り消す。</p> <p>(2) 前項の部分に関する宗教法人の予備的請求をいずれも棄却する。</p> <p>(3) 宗教法人の本件控訴を棄却する。</p> <p>(4) 訴訟費用は、第 1、2 審とも宗教法人の負担とする。</p>
平成 29 年 8 月 30 日	宗教法人が第 2 審（高等裁判所）の判決を不服として、最高裁判所に上告提起と上告受理申立て。
平成 30 年 2 月 15 日	<p>【決定（調書） 最高裁判所第一小法廷】</p> <p>裁判官全員一致の意見で次のとおり決定。</p> <p>(1) 本件上告を棄却する。</p> <p>(2) 本件を上告審として受理しない。</p> <p>(3) 上告費用および申立費用は宗教法人の負担とする。</p>

国民健康保険税の税率などを変更しました

問合せ 市民課保険係 ④ 127

国民健康保険（国保）とは

国保は、病気やけがをしたときに安心して医療機関にかかれるよう、加入者の皆さんに国民健康保険税（保険税）を納めていただき、医療費を支出する助け合いの制度です。加入する方は、自営業の方や農業、漁業などを営んでいる方、退職して職場の健康保険などをやめた方、パート・アルバイトなどで職場の健康保険などに加入していない方です。

国民健康保険の都道府県化へ

国民健康保険は、被用者保険（健康保険など）と比べて、年齢構成が高く、それにもなつて医療費水準も高くなつていきます。また、所得水準は低く所得に占める保険税の負担が重いなど構造的な課題を抱えています。このため必要な保険税の確保が難しく、不足分を一般会計からの繰入金により補てんしています。

医療費（10割分）、保険税、その他繰入金の1人当たりの推移（単位：円）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
医療費	300,497	310,368	325,967	332,358	346,328
保険税	78,226	77,280	77,018	82,704	81,618
その他繰入	46,670	52,170	51,772	47,503	50,433

※平成29年度は見込額です。

このような国保の財政上の課題などを解決するため、平成30年度から財政の運営主体が、市町村から都道府県へと変わりました。

平成30年度からは、東京都から示された国民健康保険事業費納付金を支払うことで、医療費に係る費用全額が東京都から交付される仕組みへと

変わり、急激な医療費の増加などに左右されない安定した財政運営が可能となります。

一方、納付金を支払うための主な財源は保険税であり、必要とする保険税を確保するため「標準保険料率」が東京都から示されています。

この「標準保険料率」を参考に羽村市が保険税率を決定することとなりますが、平成29年度の羽村市の保険税率と「標準保険料率」を比べると差があるのがわかります（下表参照）。

保険税の税率など

市では、これまでも保険税不足分を解消するため、定期的な保険税率の見直しを行ってきましたが、このたび示された標準保険料率に合わせることは、国保加入者への急激な負担増につながるため、段階的に保険税率を見直すこととし、平成30年度は下表のとおり保険税率を改正することとしました。

保険税の税率など（比較）

項目	標準保険料率	平成30年度	平成29年度	増減	
医療分	所得割税率	8.03%	5.54%	5.10%	0.44%
	均等割額	32,628円	24,400円	23,000円	1,400円
	賦課限度額		580,000円	540,000円	40,000円
後期高齢者支援分	所得割税率	2.47%	2.09%	2.00%	0.09%
	均等割額	10,723円	10,300円	9,800円	500円
	賦課限度額		190,000円	190,000円	—
介護保険分	所得割税率	2.02%	1.87%	1.80%	0.07%
	均等割額	12,064円	12,000円	13,000円	▲1,000円
	賦課限度額		160,000円	160,000円	—